



岡山県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

岡山県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、岡山県民の安全・安心の向上及び観光・産業振興等地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の利便性の向上及び利用の促進を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な個別の案件の検討及びその推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策等地域の安全・安心の向上に関する事
- （2）観光・文化・産業の振興等地域社会の活性化に関する事
- （3）環境保全に関する事
- （4）交通安全に関する事
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関する事
- （6）技術交流に関する事
- （7）その他本協定の目的に沿う事

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別に取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成23年6月28日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定の終了の意思を表示しないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効期間が延長されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月28日

甲 岡山県
岡山県知事

石井正弘

乙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長

西村英徳